

函館短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、函館短期大学（以下、「本学」と言う。）における公的研究費等による研究活動上の不正行為の防止および研究活動上の不正行為に、厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定める。

(行動規範)

第2条 本学の教職員は、別に定める教育研究活動における行動規範に基づいて研究活動を行わなければならない。

(定義)

第3条 この内規において、次の項に掲げる用語の意義は、次の項に定めるところによる。

- 2 研究活動上の不正行為 本学教職員が研究活動を行う場合における次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
 - (1) 研究費の不適切な使用 実態とは異なる謝金または給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、公的研究費など公募型の研究資金等の配分した機関の規程および本学の規程等に違反する経費の使用をいう
 - (2) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること
 - (3) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - (4) 盗用 他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究に携る者の了解もしくは適切な表示なく流用すること
 - (5) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう
 - (6) 不適切なオーサーシップ 論文著作者を適正に公表しないことをいう
- 3 前項の(2)(3)(4)を特定不正行為という。
- 4 その他研究健全化に関する事項
 - (1) 利益相反 研究者個人、研究機関、企業等の間の利害（利益と債務）が対立することで大学の研究者として必要な「公正な姿勢」が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から疑われること
 - (2) 他の研究の評価 ピアレビュー（査読や審査）の公平性確保

(責任と権限)

第4条 公的研究費等を適正に運営および管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者を置くものとする。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を総括し、公的研究費の運営・管理及び研究倫理教育について最終責任を負うものとして、学長をもって充てる
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理及び研究倫理教育について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長を持って充てる
- (3) 部局責任者は、公的研究費の運営・管理及び研究倫理教育について実質的な権限を持つ者として、総務課長または課長相当職をもって充てる
- (4) 最高管理責任者は、部局責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理及び研究倫理教育が行えるよう、適切なリーダーシップを發揮しなければならない

(不正防止計画)

第5条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）およびその他研究健全化に関する事項を把握し、具体的な研究活動上の不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

- 2 本学に研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、食物栄養学科長及び保育学科長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、全ての研究者（本学以外に本務を有する者及び本務を有しない者を含む）、全ての研究支援人材及び全ての学生を対象に研究倫理教育を定期的に実施し、研究者倫理の向上を図る。全ての研究者（本学以外に本務を有する者及び本務を有しない者を含む）、全ての研究支援人材及び全ての学生は定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言を行う。研究倫理教育責任者は定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。
- 5 研究倫理教育責任者は研究倫理教育の履行状況を把握し、記録するものとする。
- 6 研究者は、研究成果の発表の日から、論文等の形で発表された研究成果のもととなつた実験データ等の研究資料を、原則として10年間保存しなければならない。試料や標本などの有体物については原則として5年間保存しなければならない。保存された研究データは、必要に応じて開示しなければならない。
- 7 研究者が共同研究をするときは、個々の研究者の役割を分担し、責任を明確にしなければならない。代表研究者は、共同研究における研究成果を適切に確認しなければならない。

(不正防止委員会)

第6条 前条に定める不正防止計画に関する事項は、公的研究費等管理委員会にて行うものとする。

(受付窓口および秘密保持)

第7条 公的研究費等における不正行為・不正使用及び研究活動上の不正行為に関する相談や告発等に対応するため、受付窓口を設置し、公的研究費等管理委員会委員が担当する。受付窓口は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。調査・事実確認を行う者も、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

- 2 告発等の方法は、封書、電子メール、電話、面談により行うものとする。
- 3 告発等は、原則的に顕名により研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等の氏名、研究活動上の不正行為の様態その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されていなければならない。
- 4 匿名による告発等があった場合、告発等の内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取り扱いができるものとする。
- 5 受付窓口は、通報内容に不備があるときは、当該告発等を行った者（以下「告発者」という。）に対して、確認または補正の指示をすることがある。
- 6 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合、受付窓口は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- 7 特定不正行為（捏造、改ざん、盜用等）が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという相談や告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、告発された者（以下「被告発者」という。）に警告を行う。
- 8 受付窓口は、告発等を受けたときには、速やかに最高管理責任者に報告すると共に、その告発等を受けた旨を当該告発者自身に通知するものとする。
- 9 受付窓口は、告発者が特定されないように適切な措置を講じなければならない。
- 10 最高管理責任者、統括管理責任者、受付窓口等は、告発等の内容および調査内容が関係者以外に漏洩しないように秘密保持を徹底しなければならない。
- 11 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合には、野又学園就業規則その他関係諸規定に従って処分するものとする。
- 12 悪意に基づく告発を防止するため、告発等は原則として顕名によるもののみ受け付け、告発等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことを必要とする。告発者に対しては、調査に協力を求めることがあり、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名を公表し、野又学園就業規則その他関係諸規定に従って処分する場合がある。

- 1 3 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対して、解雇、降格、減給その他の不利益な取り扱いは行わないものとする。
- 1 4 相当な理由なしに、単に相談や告発をなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止してはならず、被告発者に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。
- 1 5 学会や報道等により特定不正行為の疑いが指摘された場合、本学に告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 1 6 本学に所属する研究者・グループの特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載された場合、当該特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、及び特定不正行為の様態等の事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、本学に告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

(調査委員会)

- 第8条 最高管理責任者は、告発等を受けてから速やかに予備調査を行い、7日以内に本格的な調査を行うか否かを判断する。本格的な調査をすべきだと判断した場合は、10日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始しなければならない。本調査を行わないと決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。予備調査に係わる資料は保管し、その事案に係わる配分機関等及び告発者の求めに応じて開示するものとする。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げるもので組織する
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 被告発者が所属する学科長
 - (3) 学長が指名する者
 - (4) 調査委員会委員長が認めた者
 - 3 調査委員会に委員長を置き、被告発者が所属しない学科長をもって充てる
 - 4 告発者および被告発者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会の委員になることはできない。調査委員の半数以上は本学に所属しない外部有識者でなければならない。
 - 5 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。告発者及び被告発者は、調査委員について異議申し立てを3日以内に行うことができる。最高管理責任者は公的研究費管理委員会に当該異議の内容の審査を指示し、審査内容が妥当であると判断したときは、当該異議に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(調査)

第9条 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は告発者および被告発者に対し調査を行うことを文書で通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外に所属している場合には、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び文部科学省にも調査を行う旨の報告をする。

- 2 調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・データ等の各資料の精査ならびに関係者へのヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。その場合、最高管理責任者は被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、調査の実施に際し、通報に係る研究資料等を保全する措置をとることができる。
- 4 最高管理責任者は、被告発者に対して、調査対象とされた公的研究費の支出を停止することができるものとする。
- 5 調査にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう配慮しなければならない。

(認定)

第10条 調査委員会は、調査を開始した翌日から起算して原則として、60日以内に調査内容について、不正行為が行われたか否かについて、客観的に合理的な証拠で判定しなければならない。

- 2 不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与した度合、ならびに不正行為と認定された研究に係る論文等および当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定しなければならない。
- 3 不正行為が行われなかつたと認定される場合であつて、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会はその旨の認定を行うこととする。
- 4 前項の認定を行うにあたつては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 不正行為か否かの認定にあたつては、被通報者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断するものとする。

(最高管理責任者への報告)

第11条 調査委員会は、速やかに調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知および報告)

第12条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通報する。

- 2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び文部科学省にも調査結果を報告する。
- 3 悪意に基づく告発であると認定された場合には、最高管理責任者は告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第13条 被告発者および告発者は、調査結果に不服がある場合には、最高管理責任者に対して調査結果のあったことを知った日の翌日から起算して15日以内に不服の申し立てを行うことができる。告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、同上の手続きで不服申し立てができる。

- 2 不服の申立ての審査会は調査委員会が行う。ただし、不服の申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公平性及び新たな専門性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の委員の構成を代えて審査させることができる。
- 3 不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、告発者に通知する。
- 4 調査委員会は、不服申し立ての趣旨および理由等を勘案し、再調査するか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、再調査結果を、告発者、被告発者等及び当該事案に係る研究費を配分した機関等に通知する。
- 6 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申し立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 7 悪意に基づく告発の認定に係る告発者からの不服申し立てについて、調査委員会は再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するものとする。
- 8 再調査を開始した場合は、不服申し立てがあった日から起算して30日以内に再調査の結果を最高管理責任者に報告する。
- 9 不服申し立てがあった場合、不服申し立てがあったこと、不服申し立ての却下、再調査の決定、再調査の結果について、最高管理責任者はその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査中の措置)

第14条 最高管理責任者は、調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、不正行為および不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 不正行為が行われたと判断した根拠
 - (4) 公表時までに行った措置の内容
 - (5) 調査委員会委員の氏名・所属
 - (6) 調査の方法・手順
 - (7) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 不正行為および不正使用の事実がないと認定したときには、原則として、調査結果は公表しない、但し、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合には、告発者および被告発者の了解を得て、調査結果を公表する。
 - 3 不正行為および不正使用の事実がないと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為等がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないよう措置を講じなければならない。
 - 4 悪意に基づく通報と認定があったときには、調査結果を公表する。

(不正行為と認定された者等の措置)

第16条 最高管理責任者は、次の各号に掲げるいずれかに認定されたものに対し、野又学園就業規則その他関係諸規程に従って、処分を行うものとする。

- (1) 不正行為と認定された被告発者等
 - (2) 不正行為への関与が認定された研究者
 - (3) 申し立てが悪意によるものと認定された本学の告発者
- 2 最高管理責任者は、前項第1号および第2号に規定する者（以下、被認定者という。）に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
 - 3 最高管理責任者は、被認定者に、ただちに当該研究に係る研究費の使用停止を命じ、極めて悪質な不正行為の場合には、当該研究に配分された研究経費の全額を返還させることができる。
 - 4 最高管理責任者は、第1項第3号に該当する者が、本学以外の者の場合については、必要な措置を講ずることができる。

(不正行為と認定されなかった場合の措置)

第17条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定されなかった場合には、調査に際して実施した研究費の支出の停止及び証拠保全の措置を直ちに解除しなければならない。

(事務)

第18条 研究活動上の不正行為防止及び研究倫理教育に関する事務は、事務局総務課が行う。

(改廃)

第19条 この規程の改廃については、教授会の議を経て学長が決定する。

付 則

1. この内規は、平成22年9月24日より施行する。
2. この内規の一部改正（第3条2項の一部、第5条2項～6項、第19条、付設1～2）は、平成27年4月1日より施行する。
3. この内規の一部改正（第3条3項、第4条、第5条3項～7項、第7条、第8条1項～3項と5項、第9条1～3項と4～5項、第10条3～5項、第12条、第13条、第14条、第15条1～2項と4項、第16条1項、第18条）は、平成27年8月28日より施行する。
4. この内規の一部改正（第3条4項、第5条1項、3項）は、平成28年9月23日より施行する。

(秘)

No.

通報申立書

平成 年 月 日

通報者氏名	
通報者住所	
通報者連絡先	電話
	E-mail

受付日 平成 年 月 日

函館短期大学 通報窓口

窓口担当者名
事務局長

No.

調査対象者 氏名	調査対象者 所属	学科等名 学科・事務局
1. 不正行為の内容 (不正の時期、事実経過、疑義の要点をご記入ください。客観的な根拠があればご記入ください。 参考資料等があれば添付してください)		
その他 (希望するございましたらご記入ください)		